

消費者料金未納などをかたる 通知書（ハガキ）にご注意ください！

「総合消費料金未納分最終通知書」などという法務省などの国の公的機関をかたる通知書（ハガキ）が市内に多数送られてきています。その他にも、国民生活センターをかたるものも確認されております。詐欺の典型的な手口です。

※ 万が一、ご自宅に届いた場合には、**ご連絡はせずにそのままにして無視してください。**

(例)

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号（わ）283 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による**執行証書の交付**を受諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通知となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年11月15日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関3丁目1番7号

取り下げ等のお問合せ窓口 09-6741-7620

受付時間 9:00~20:00（日、祝日除く）

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(け)548

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。

尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立ち会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年3月7日

民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関3丁目1番7号

消費者相談窓口 03-5830-6303

受付時間 9:00~18:00(日・祝日を除く)

【お問合せ先】



砂川消費者協会

☎0125-52-2002

砂川市 市民生活課 生活交通係

☎0125-54-2121